

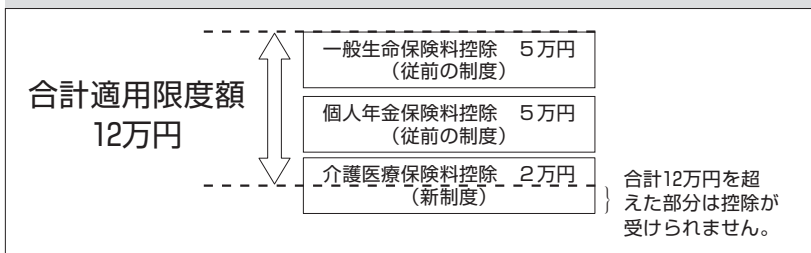
# 年末調整のポイント

## 生命保険料控除の変更点

経税部  
だより

旧保険料控除	改組後
一般生命保険料控除 所得税 最高 5万円 住民税 最高 3万5千円	一般生命保険料控除 所得税 最高 4万円 住民税 最高 2万8千円
個人年金保険料控除 所得税 最高 5万円 住民税 最高 3万5千円	介護医療保険料控除 所得税 最高 4万円 住民税 最高 2万8千円
合計適用限度額 最高10万円	合計適用限度額 最高12万円

▲図1 生命保険料控除の変更点



▲図2 新規に介護医療保険料控除の適用を受ける場合は、各控除額を合算して12万円が限度に

【新制度により生命保険料控除の適用が受けられなくなった特約の名称例】

- ・災害入院特約
- ・災害割増特約
- ・傷害特約

2011(平成23)年12月31日以前に契約・更新をした場合

2012(平成24)年1月1日以前に契約・更新した契約(契約日がその以降の契約)

2011(平成23)年12月31日以前に契約・更新した契約でも、次のような取り扱いはあった場合は、取り扱い日以降も新制度が適用されます。

・特約を中途付加した場合(ただし生命保険料控除対象外の特約は除かれます)。  
・特約の更新や、契約の更新をした場合

・責任準備金または既払返戻金が高額である

生命保険料控除が受けられなくなった特約

一方、災害や傷害に伴い給付する特約で、生命保険料控除の適用が受けられなくなった特約もありますので、ご注意ください。

介護医療保険料控除の対象となる契約の特約

介護医療保険料控除の対象となる契約の特約

実際の適用例を例示しますが、保険会社から送付される「控除証明書」で確認ください(表1〜表4)。

合計適用限度額12万円

合計12万円を超えた部分は控除が受けられません。

新制度の適用時期

新制度の適用時期

新制度の適用時期

旧生命保険料控除、個人年金保険料控除(各所で、現在加入契約の所得控除額が減額されること)

はありませぬ(図1)。

新制度の適用時期

新制度の適用時期

新制度の適用時期

新制度の適用時期

### 合計適用限度額

### 保険料控除の適用例

表1 旧制度のみ加入の場合 ※旧制度の保険料控除が適用

控除区分	旧制度		新制度		合計控除額
	年間支払保険料	所得控除額	年間支払保険料	所得控除額	
一般	185,000円	50,000円	なし	なし	100,000円
介護医療	なし	なし	なし	なし	
個人年金	120,000円	50,000円	なし	なし	

表2 新制度のみ加入の場合 ※新制度の保険料控除が適用

控除区分	旧制度		新制度		合計控除額
	年間支払保険料	所得控除額	年間支払保険料	所得控除額	
一般	なし	なし	100,000円	40,000円	120,000円
介護医療	なし	なし	85,000円	40,000円	
個人年金	なし	なし	120,000円	40,000円	

表3 旧制度、新制度の双方に加入の場合(1) ※控除限度額120,000円に制限

控除区分	旧制度		新制度		合計控除額
	年間支払保険料	所得控除額	年間支払保険料	所得控除額	
一般	120,000円	50,000円	なし	なし	120,000円
介護医療	なし	なし	85,000円	40,000円	
個人年金	120,000円	50,000円	120,000円	なし	

表4 旧制度、新制度の双方に加入の場合(2) ※一般生命保険料控除は旧制度を適用

控除区分	旧制度		新制度		合計控除額
	年間支払保険料	所得控除額	年間支払保険料	所得控除額	
一般	120,000円	50,000円	60,000円	35,000円	115,000円
介護医療	なし	なし	15,000円	15,000円	
個人年金	120,000円	50,000円	なし	なし	

### 生命保険料控除の計算方法

表5 所得税 (旧制度(全体の所得控除限度額 100,000円))

年間の支払保険料	控除金額
25,000円以下	支払い保険料の全額
25,000円超50,000円以下	支払い保険料等×1/2+12,500円
50,000円超100,000円以下	支払い保険料等×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

表6 所得税 (新制度(全体の所得控除限度額 120,000円))

年間の支払保険料	控除金額
20,000円以下	支払い保険料の全額
20,000円超40,000円以下	支払い保険料等×1/2+10,000円
40,000円超80,000円以下	支払い保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

表7 住民税 (旧制度(全体の所得控除限度額 70,000円))

年間の支払保険料	控除金額
15,000円以下	支払い保険料の全額
15,000円超40,000円以下	支払い保険料等×1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下	支払い保険料等×1/4+17,500円
70,000円超	一律35,000円

表8 住民税 (新制度(全体の所得控除限度額 70,000円))

年間の支払保険料	控除金額
12,000円以下	支払い保険料の全額
12,000円超32,000円以下	支払い保険料等×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払い保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

※旧制度の生命保険料控除の計算方法、「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」ともに共通。  
 ※新制度の生命保険料控除の計算方法は、「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」ともに共通。

## 医院新聞のご案内



「医院新聞」は、歯科医院と患者さんを結ぶコミュニケーション紙です。ぜひご利用ください。

- ここがオススメ! -----
1. 基本紙面は協会が責任編集
  2. 記事の差し替えて個性が光る
  3. 年間1800件超の患者さんの声

◇B5サイズ・4頁・オールカラー  
 ◇偶数月25日発行 ◇100部14,100円から  
 お問い合わせ：大阪府歯科保険医協会 (☎06-6568-7731)

## 新刊『今日からできる歯科訪問診療の手引き』2012年版

歯科訪問診療の入門書として必要な知識をまとめた1冊。  
 新設された周術期口腔機能管理の解説の追加や、居宅療養管理指導など2012年診療報酬・介護報酬の同時改定を受けて保険請求についての解説を大幅に変更しています。診療の一助にご活用ください。

- 主な内容
- ◆歯科訪問診療・居宅療養管理指導の保険請求
  - ◆摂食嚥下障害へのアプローチ
  - ◆安全管理と全身疾患への対応
  - ◆認知症高齢者への対応 など



A4判83ページ  
 定価：1500円(送料込み)

ご注文は大阪府歯科保険医協会・組織部 (06-6568-7731) まで